

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和2年9月30日

水曜日

第4694号

目次

条例

- | | |
|---|---|
| ○富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | 1 |
| ○富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |
| ○富山県手数料条例の一部を改正する条例 | 4 |
| ○富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例 | 7 |
| ○富山県暴力団排除条例の一部を改正する条例 | |

条例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例及び富山県暴力団排除条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年9月30日

富山県知事 石井 隆一

富山県条例第48号

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年富山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項に次の1号を加える。

(6) 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する授業料に係る支援金の支給に関する事務（以下「県立学校専攻科修学支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの

別表第2第2項の表に次のように加える。

県立学校専攻科修学支援金支給事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
------------------------------	-----------------------

別表第3中

4 県立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	知事	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
-------------------------------	----	-----------------------

を

4 県立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	知事	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
5 県立学校専攻科修学支援金支給事務であって規則で定めるもの	知事	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(情報政策課)

富山県条例第49号

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び富山県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隸料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

(富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ウ中「収用委員会の委員」の次に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

(富山県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隸料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第2条 富山県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隸料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第10号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に、「第109条」を「第151条」に、「第132条」を「第173条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員の県に対する損害賠償責任の一部免責については、この条例による改正後の富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（人事課）

富山県条例第50号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1の263の項を削り、同表の262の項中「第36条第1項（同条第4項）」を「第88条第1項（同条第5項）」に改め、同項を同表の263の項とし、同表の261の項中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に、「漁業権移転認可申請手数料」を「個別漁業権移転認可申請手数料」に改め、同項を同表の262の項とし、同表の260の項中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「基づく定置漁業権又は区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項を同表の261の項とし、同表の259の項中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同項を同表の260の項とし、同表の258の項中「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権共有認可申請手数料」に改め、同項を同表の259の項とし、同表の257の項中「（昭和24年法律第267号）第10条」を「第69条第1項」に改め、同項を同表の258の項とし、同表の256の項の次に次のように加える。

257 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の申請手数料	2,900円
---	--------------------------------	--------

257の2 漁業法第58条において準用する同法第47条の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更許可申請手数料	2,400円
---	------------------------------------	--------

別表第1の265の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改め、同表の266の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同表の275の項中「第32条」を「第23条」に改め、同表の334の3の項及び334の4の項を次のように改める。

334の3 建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの許可申請手数料	160,000円
334の4 建築基準法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第2項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の容積率、建築面積又は高さの許可申請手数料	160,000円

別表第1の366の項中「若しくは第63条第3項第5号イ」を「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」に改め、同表の367の項中「若しくは第63条第3項第6号」を「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」に改める。

別表第3の12の項を次のように改める。

12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第8項の規定に基づく遊技機の認定又は型式の検定	遊技機試験手数料	別表第1の414の項の遊技機試験手数料の手数料額の欄の規定に基づき規則で定める額（遊技機試験を受けようとする者）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の規定に基づづ
---	----------	--	---------------------------------------

に必要な試験の実施	が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機にあって、遊技について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機の試験にする規則（昭和あつては、それぞれ当該規則で定める額から14,300円を減じて得た額）	き国家公安委員会が指定する者機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第12条第1項の規定により富山県公安委員会が公示したもの
遊技機型式試験手数料	別表第1の414の項の遊技機型式試験手数料の手制及び業務の適数料の額の欄の規定に基づき規則で定める額	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の規定に基づき国家公安委員会が指定する者であつて、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第12条第1項の規定により富山県公安委員会が公示したもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の275の項の改正規定 家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和2年法律第21号）の施行の日
- (2) 別表第1の263の項を削る改正規定、同表の257の項から262の項までの改正規定、同表に257の項及び257の2の項を加える改正規定並びに同表の265

の項及び266の項の改正規定 令和2年12月1日

(財政課)

富山県条例第51号

富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成24年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改め、同条第2項第3号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(労働政策課)

富山県条例第52号

富山県暴力団排除条例の一部を改正する条例

富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条・第13条」を「第12条一第13条の2」に、

「第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第14条一第17条）」を

「第4章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第14条一第17条）」に改める。

第4章の2 暴力団排除特別強化地域（第17条の2・第17条の3）」

第2条に次の3号を加える。

(5) 暴力団排除特別強化地域 暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある地域として、別表に掲げる地域をいう。

(6) 特定営業 次に掲げる営業をいう。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この号において「風営適正化法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業
- イ 風営適正化法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- ウ 風営適正化法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
- エ 風営適正化法第2条第13項に規定する接客業務受託営業
- オ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営むもの（風営適正化法第2条第4項に規定する接待飲食等営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）
- カ 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下このカにおいて同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下このカにおいて「風俗案内所」という。）を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業
- (ア) 風営適正化法第2条第1項第1号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為
- a 接待の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報
- b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報
- (イ) 風営適正化法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為
- a 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報
- b 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風営適正化法第2条第7項第1号に該当する営業にあっては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風営適正化法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報
- (7) 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

第13条第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げる、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

第13条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 暴力団事務所は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域の区域（前項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

第3章中第13条の次に次の1条を加える。

（中止命令）

第13条の2 公安委員会は、前条第2項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

第14条第1項第1号中「この章において」を削る。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 暴力団排除特別強化地域

（特定営業者の禁止行為）

第17条の2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務（業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下この章において同じ。）の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として、又はその営業を営むことが容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

（暴力団員の禁止行為）

第17条の3 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営

業者から、用心棒の役務を提供することの対償として、又はその営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受けてはならない。

第20条の見出しを「（調査及び立入り）」に改め、同条を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

公安委員会は、第13条第2項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、文書若しくは口頭による説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に同項に規定する区域内の建物に立ち入らせ、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第22条第1項中「第20条」を「第20条第4項」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
 - (2) 第13条の2の規定による命令に違反した者
 - (3) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第17条の2の規定に違反した者
 - (4) 第17条の3の規定に違反した者
- 2 第20条第1項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。
 - 3 第1項第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第25条第1項中「前条」を「前条第1項又は第2項」に、「同条」を「同条第1

項又は第2項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

地域名	区域
富山市桜木町地域	富山市のうち桜木町、総曲輪一丁目及び本町の区域
富山駅前地域	富山市のうち内幸町、桜町一丁目、桜町二丁目、新富町一丁目及び新富町二丁目の区域
高岡駅前地域	高岡市のうち御旅屋町、新横町、末広町及び宮脇町の区域

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、この条例による改正後の富山県暴力団排除条例第13条第1項第7号及び第2項の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の際現に一の暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営されるときは、この限りでない。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（警・組織犯罪対策課）

12 令和2年9月30日

富山県報

第4694号

令和2年9月30日印刷発行

発行 富山県

富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076-444-3153番
